

大阪府「宿泊税」の変更について

1. 変更の理由 [大阪府協議書抜粋]

宿泊税制度は、条例附則の規定により5年ごとに制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき見直しを実施することとしている。

しかしながら、前回の見直し時期であった令和3年度においては、コロナの影響により、税収見込みや宿泊単価の動向などの有用なデータに基づき今後の在り方を議論することが困難であったため、その時点においては、現行制度を維持・継続することとし、データが収集可能となったタイミングで改めて検討を行うこととした。

今般、令和5年の水際措置の終了、コロナの5類移行などによる来阪旅行者数の回復や、昨今、変化のスピードが早くなっている観光動向等を踏まえ、宿泊税制度の在り方を検討することとしたものである。

(1) 宿泊税充当事業の方向性

宿泊税充当事業は、「観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進」と「魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進」の2つの柱に沿って取り組んでおり、引き続き、この2つの柱を基本として行っていくこととした。

現在実施している宿泊税充当事業のうち、引き続き着実に実施する事業は、「継続事業」として位置付け、直近の年間税収見通しに基づき編成した令和6年度当初予算と同等の事業規模を確保する必要があることから、約15.4億円を見込む。

また、有識者会議の令和3年度答申に記載された事業のうち、現時点で未実施の事業や今後概ね5年後を見据え、新たに取り組む事業は、「新規事業」として位置付け、他の自治体事業等を参考に試算した事業費額や過去の答申に記載された事業費額から積算した事業規模を確保する必要があることから、約60.4億円を見込み、これらをあわせると80億円程度が見込まれるため、その規模に見合う宿泊税の確保が必要である。

(2) 改正の概要

免税点については、日々の生活の拠点として宿泊施設を利用している方への配慮等を踏まえ、5千円に引き下げる。また、税率については、他自治体の設定状況を参考にしつつ、必要となる行政需要に見合うよう、現行制度の宿泊料金区分を維持した上で、現行税率に100円から200円を加算して設定することとする。具体的には、5千円以上1万5千円未満の宿泊に対しては200円、1万5千円以上2万円未満の宿泊に対しては400円、2万円以上の宿泊に対しては500円の税率を設定する。

2. 概要 [大阪府協議書より]

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大阪府内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設
税収の使途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・ <u>5千円</u> 以上1万5千円未満 … <u>200円</u> ・ 1万5千円以上2万円未満 … <u>400円</u> ・ 2万円以上 … <u>500円</u>
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約80億円
非課税事項	・ 宿泊料金が1人1泊 <u>5,000円</u> 未満の宿泊 ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約2.7億円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直し規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

大阪府宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、大阪府宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円（宿泊料金5千円以上1万5千円未満）、400円（同1万5千円以上2万円未満）、500円（同2万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

大阪府宿泊税は、大阪府内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客

体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

大阪府宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定) では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。